

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課) 二

○埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則(教委・総務課) 二

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 二

○鳥獣保護区の指定 (みどり自然課) 二

○鳥獣保護区の更新 三

○指定猟法禁止区域の指定 三

○生活保護法による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 四

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (社会福祉課) 四

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 四

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 四

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 四

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 四

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 四

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 四

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 四

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 四

○特定猟具使用禁止区域の指定 (みどり自然課) 六

○生活保護法による介護機関の指定 (社会福祉課) 一六

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課) 一八

○生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (社会福祉課) 一九

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課) 一九

○平成十九年度埼玉県准看護師試験 (保健医療政策課) 二一

○埼玉県立大学情報システム等業務支援委託に関する落札者等の公示 (県立大学) 二二

○大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課) 二二

○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) 二三

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (森づくり課) 二四

○埼玉地域森林計画の案の縦覧 (森づくり課) 二四

○志木市西原特定土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課) 二五

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 二六

○循環器・呼吸器病センター生活学分析システム一式の賃貸借に関する一般競争入札公告 (経営管理課) 二六

○個人演説会等施設の指定取消し (選管委) 二八

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 二八

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 (選管委) 二九

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 (選管委) 三〇

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 (選管委) 三四

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (選管委) 三四

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○建築基準法第九十四条第三項の規定に基づく公開口頭審査の開催 (建築指導課) 三五

雑報

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (選管委) 三五

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十九号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表二四の項中「一八三」を「二五二」に改め、同表四六の項中

三九・五〇から 四二・七四まで	一〇四
--------------------	-----

を

簡易耐火 二階建て	三九・五〇から 四二・七四まで	一〇四
高層耐火	三八・二九から 五九・三八まで	一四〇

簡易耐火
二階建て

に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。ただし、別表二四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十日

埼玉県教育委員会委員長 高 橋 史 朗

埼玉県教育委員会規則第三十八号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を

次のように改正する。

第五条第十五号中「教育総務部副参事」の次に「（未利用となつて教育資産の活用推進に関する事項を処理する者に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部 NPO 活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 NPO 情報ステーション（<http://www.satamaker-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉情報センタ

三 代表者の氏名

田中 和義

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区沼影一丁目七

番地六号 沼影ビル三〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、インターネットの普及による地域の情報化が進展し、たくさんの情報が蔓延する中で、本当に必要な地域の情報を取捨選択し、公共性の高い情報をはじめ、経済活動、市民活動、文化教育活動など多岐に渡る地域の有益な情報を、市民が主体となって収集、管理、発信する活動及び健全な情報化推進のための情報教育活動等に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、次のとおり

鳥獣保護区を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

かわせみ河原鳥獣保護区

二 区域

大里郡寄居町大字鉢形地内における寄居町道二百十五号線と一般国道二百五十四号との接点を起点とし、同地点から一般国道二百五十四号に沿って北に進み、玉淀大橋を経て一級河川荒川左岸に至り、寄居町道三千三百三十号線との接点に至り、同町道三千三百三十号線に沿って東に進み、寄居町道三千三百三十五号線との接点に至り、同地点から同町道三千三百三十五号線に沿って南東のち東に進み、さらに同町道三千三百三十五号線東方向延長線上を進み、大里郡寄居町と深谷市との境界に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、一級河川荒川左岸との接点に至り、同地点から一級河川荒川左岸を南東に進み、深谷市道花幹九号線との接点に至り、同地点から深谷市道花幹九号線の延長線上を南に進み、一級河川荒川堤外地の大里郡寄居町と深谷市との境界に至り、同境界を北西に進み、一級河川荒川と一級河川塩沢川の合流点から北東方向延長線上の接点に至り、同地点から同延長線上を南西に進み、寄居町道三千九百七十七号線との接点に至り、同地点から同町道三

千九百七十七号線に沿って南西に進み、寄居町道二百二十九号線との接点に至り、同地点から同町道二百二十九号線に沿って西に進み、寄居町道三千九百七十二号線との接点に至り、同地点から同町道三千九百七十二号線に沿って西に進み起点に至る線で囲まれた区域(面積三十八ヘクタール)

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は深谷市、大里郡寄居町にまたがる荒川の中流域で、ハクチヨウなどの渡り鳥が越冬の中継地点に利用していることから、当該区域を利用する渡り鳥の生息環境の一層の保全を目的とする。

埼玉県告示第千五百六十一号
平成十四年埼玉県告示第千九百四十六号(鳥獣保護区の変更について)に係る大宮公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。
平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田清司
一 名称
大宮公園鳥獣保護区

二 区域

平成十四年十月二十九日埼玉県告示第千九百四十六号で告示した区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第千五百六十二号
平成十九年埼玉県告示第千四百七十二号(鳥獣保護区の設定について)に係る上尾鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。
平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田清司
一 名称
上尾鳥獣保護区
二 区域
平成十九年十月三十一日埼玉県告示第千四百七十二号で告示した区域
三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣の生息環境の保護

埼玉県告示第千五百六十三号

平成十九年埼玉県告示第千四百七十六号(鳥獣保護区の変更について)に係る西武蔵鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

西武蔵鳥獣保護区

二 区域

平成十九年十月三十一日埼玉県告示第千四百七十六号で告示した区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣の生息環境の保護

埼玉県告示第千五百六十四号
平成十九年埼玉県告示第千四百七十七号(鳥獣保護区の変更について)に係る美里鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。
平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田清司

一 名称
美里鳥獣保護区

二 区域
昭和五十三年十月三十一日埼玉県告示第千五百六十一号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
鳥獣の生息環境の保護

一 名称
美里鳥獣保護区

二 区域
昭和五十三年十月三十一日埼玉県告示第千五百六十一号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
鳥獣の生息環境の保護

一 名称
美里鳥獣保護区

二 区域
昭和五十三年十月三十一日埼玉県告示第千五百六十一号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
鳥獣の生息環境の保護

埼玉県告示第千五百六十五号

平成九年埼玉県告示第千四百七十八号(鳥獣保護区の更新について)に係る神流湖鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田清司

一 名称
神流湖鳥獣保護区

二 区域
昭和五十二年十月二十八日埼玉県告示第千四百十二号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
鳥獣保護思想の普及

一 名称
美里鳥獣保護区

二 区域
昭和五十三年十月三十一日埼玉県告示第千五百六十一号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
鳥獣の生息環境の保護

一 名称
美里鳥獣保護区

二 区域
昭和五十三年十月三十一日埼玉県告示第千五百六十一号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
鳥獣の生息環境の保護

一 名称
美里鳥獣保護区

二 区域
昭和五十三年十月三十一日埼玉県告示第千五百六十一号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
鳥獣の生息環境の保護

埼玉県告示第千五百六十六号

平成九年埼玉県告示第千四百八十号(鳥獣保護区の更新について)に係る男衾中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田清司

一 名称
男衾中学校鳥獣保護区

二 区域
昭和五十二年十月二十八日埼玉県告示第千四百十二号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
鳥獣保護思想の普及

一 名称
男衾中学校鳥獣保護区

二 区域
昭和五十二年十月二十八日埼玉県告示第千四百十二号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第千五百六十七号

平成九年埼玉県告示第千四百七十九号(鳥獣保護区の更新について)に係る越谷鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田清司

一 名称
越谷鳥獣保護区

二 区域
昭和六十二年十月二日埼玉県告示第千六百三号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
希少鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
希少鳥獣の生息環境の保護

一 名称
越谷鳥獣保護区

二 区域
昭和六十二年十月二日埼玉県告示第千六百三号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
希少鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
希少鳥獣の生息環境の保護

一 名称
越谷鳥獣保護区

二 区域
昭和六十二年十月二日埼玉県告示第千六百三号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
希少鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
希少鳥獣の生息環境の保護

一 名称
越谷鳥獣保護区

二 区域
昭和六十二年十月二日埼玉県告示第千六百三号で告示した区域

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分
希少鳥獣生息地の保護区
口 県指定鳥獣保護区の指定目的
希少鳥獣の生息環境の保護

埼玉県告示第千五百六十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田清司

一 名称
瀬戸特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域
比企郡ときがわ町と入間郡越生町との境界と県道飯能寄居線の接点を起点とし、同地点から同県道に沿って北へ進み、比企郡ときがわ町大字瀬戸元上と同町大字関堀との境界と県道飯能寄居線との接点に至り、同地点から比企郡ときがわ町大字瀬戸元上と同町大字関堀との境界に沿って南東に進み、比企郡ときがわ町大字瀬戸元上と同町大字瀬戸元上と同町大字馬場との境界の交点に至り、同地点から比企郡ときがわ町大字馬場と同町大字瀬戸元上との境界に沿って南東へ進み、比企郡ときがわ町大字馬場と同町大字瀬戸元上と入間郡越生町との境界の交点に至り、同地点から比企郡ときがわ町と入間郡越生町との境界を南へ進み、起点に至る線で囲まれた区域(面積三十六・六ヘクタール)

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

一 名称
瀬戸特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域
比企郡ときがわ町と入間郡越生町との境界と県道飯能寄居線の接点を起点とし、同地点から同県道に沿って北へ進み、比企郡ときがわ町大字瀬戸元上と同町大字関堀との境界と県道飯能寄居線との接点に至り、同地点から比企郡ときがわ町大字瀬戸元上と同町大字瀬戸元上と同町大字馬場との境界の交点に至り、同地点から比企郡ときがわ町大字馬場と同町大字瀬戸元上との境界に沿って南東に進み、比企郡ときがわ町大字馬場と同町大字瀬戸元上と入間郡越生町との境界の交点に至り、同地点から比企郡ときがわ町と入間郡越生町との境界を南へ進み、起点に至る線で囲まれた区域(面積三十六・六ヘクタール)

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

埼玉県告示第千五百六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

滑川羽尾特定猟具使用禁止区域

(銃)

二 区域

比企郡滑川町大字羽尾地内における、県道深谷東松山線と滑川町道第二百五十一号線との接点を起点とし、同地点から同町道に沿って東に進み、同町道と県道深谷東松山線バイパスとの接点に至り、同地点から同バイパスに沿って南東に進み、滑川町道第二百四十七号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、県道深谷東松山線との接点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた地域(面積三十八ヘクタール)

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百七十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

男衾特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

大里郡寄居町大字赤浜地内における大里郡寄居町と深谷市の境界と寄居町道二百十六号線との接点を起点とし、同地点から大里郡寄居町と深谷市の境界に沿って南に進み、主要地方道熊谷寄居線との接点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、寄居町道四千四百二十四号線との接点に至り、同地点から同境界線に沿って南へ進み、一級河川吉野川との交点に至り、同地点から一級河川吉野川に沿って西へ進み、関越自動車道との交点を経て同町道四千四百九十八号線との接点に至り、同地点から同町道四千四百九十八号線に沿って南西に進み、同町道四千五百二号線との接点に至り、同地点から同町道四千五百二号線に沿って南西に進み、同町道二百二十五号線との接点に至り、同地点から同町道二百二十五号線に沿って南に進み、大里郡寄居町と深谷市の境界との交点に至り、同地点から大里郡寄居町と深谷市の境界に沿って南西に進み、寄居町道四千五百二十八号線との接点に至り、同地点から同町道四千五百二十八号線に沿って東に進み、同町道四千五百三十号線との接点に至り、同地点から同町道四千五百三十号線に沿って南東に進み、同町道四千五百四十二号線との接点に

至り、同地点から同町道四千五百四十二号線に沿って東に進み、同町道四千五百六十四号線との接点に至り、同地点から同町道四千五百六十四号線に沿って南東に進み、一般県道本田小川線との接点に至り、同地点から一般県道本田小川線に沿って南西に進み、寄居町道五千六百六十五号線との接点に至り、同地点から同町道五千六百六十五号線に沿って南西に進み、一級河川市野川との交点に至り、同地点から一級河川市野川に沿って西に進み、寄居町道二百二十六号線との交点に至り、同地点から同町道二百二十六号線に沿って南に進み、一般県道赤浜小川線との接点に至り、同地点から一般県道赤浜小川線に沿って南に進み、寄居町道五千九百八十号線との接点に至り、同地点から同町道五千九百八十号線に沿って南に進み、同町道五千九百八十二号線との接点に至り、同地点から同町道五千九百八十二号線に沿って南西に進み、同町道五千九百八十三号線との接点に至り、同地点から同町道五千九百八十三号線に沿って南に進み、寄居カントリー倶楽部の境界線との接点に至り、同地点から寄居カントリー倶楽部の境界線に沿って東に進み、大里郡寄居町大字牟礼字広見千五百五十六番地に至り、同地点から寄居カントリー倶楽部の境界線に沿って南西に進み、大里郡寄居町大字牟礼字広見千五百五十二番

地先の大里郡寄居町と比企郡小川町の境界との接点に至り、同地点から大里郡寄居町と比企郡小川町の境界に沿って西に進み、大里郡寄居町大字牟礼字炭釜千二百六十番地三先に至り、同地点から比企郡小川町内の寄居カントリー倶楽部の境界線に沿って西に進み、大里郡寄居町大字富田字橋の入南谷九百九十七番地九に至り、同地点から大里郡寄居町と比企郡小川町の境界に沿って西に進み、大里郡寄居町大字三ヶ山字東高山三百四十七番地先の比企郡小川町と大里郡寄居町の境界点に至り、同地点を右折し北西に進み、寄居町道六千七百三十八号線の終点(大里郡寄居町大字富田字天神田入二千五百五十六番地十四先)に至り、同町道六千七百三十八号線に沿って北東に進み、寄居町道二百二十号線との接点に至り、同地点から同町道二百二十号線に沿って東に進み、一般国道二百五十四号との接点に至り、同地点から一般国道二百五十四号に沿って北東に進み、寄居町道百二十七号線との交点に至り、同地点から同町道百二十七号線に沿って西に進み、一級河川塩沢川との交点に至り、同地点から一級河川塩沢川に沿って北に進み、一般国道二百五十四号との交点を経て東武東上線との交点に至り、同地点から東武東上線に沿って東に進み、寄居町道四千五百六号線との交点に至り、同地点から同

町道四千五十六号に沿って北に進み、同町道四千二十五号線との接点に至り、同地点から同町道四千二十五号線に沿って東に進み、同町道百十八号線との接点に至り、同地点から同町道百十八号線に沿って東に進み、同町道四千八十五号線との接点に至り、同地点から同町道四千八十五号線に沿って東に進み、同町道四千八十一号線との接点に至り、同地点から同町道四千八十一号線に沿って北に進み、同町道四千八十二号線との交点を経て、同点から北に進み、同町道二百十六号線との接点に至り、同地点から同町道二百十六号線に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。ただし、平成九年十月三十一日埼玉県告示第千四百八十八号で告示した男衾中学校鳥獣保護区を除く。(面積千六十五ヘクタール)

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称
比企北部特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

東松山市大字毛塚地内における一般国道四百七号と東松山市と坂戸市の境界との交点を起点とし、同地点から同境界に沿って西に進み、東武鉄道東上線との交点に至り、同地点からさらに東松山市と坂戸市との境界に沿って西に進み、関越自動車道との交点を経て東松山市と坂戸市と比企郡鳩山町の境界との交点に至り、同地点から東松山市と比企郡鳩山町の境界に沿って北西に進み、東松山市と比企郡嵐山町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、比企郡嵐山町大字將軍沢地内において前川にそそぐ小沢との交点に至り、同地点から同沢に沿って西に進み、前川との合流点に至り、同地点から同川に沿って西に進み、前川水路との接点に至り、同地点から同水路に沿って南西に進み、嵐山町道將軍沢第一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、比企郡嵐山町と同郡鳩山町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、鎌形林道との交点に至り、同地点から同林道に沿って北西に進み、嵐山町道鎌形第九十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿

て北西に進み、県道大野東松山線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、嵐山町道第一一十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、嵐山町道大蔵第二百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、嵐山町道大蔵第二百三十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、嵐山町道鎌形第三百五十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、嵐山町道鎌形第三百六十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、嵐山町道一十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って八幡橋を経て西に進み、県道ときがわ熊谷線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北に進み、嵐山町道第一一十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、嵐山町道鎌形第二百四十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、一級河川槻川の右岸との交点に至り、同川右岸に沿って南西に進み、比企郡嵐山町と同郡ときがわ町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、嵐山町道第一一十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、嵐山町道第一一十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、嵐山町道第二一二十二号線

との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、嵐山町道平沢第二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、嵐山町道志賀第三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、県道菅谷寄居線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、嵐山町道志賀第一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、一級河川市野川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿って南東に進み、嵐山町道杉山第六十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、嵐山町道第二一七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、嵐山町道第二一十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、嵐山町道第二一九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、嵐山町道第二一十二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、一級河川市野川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿って東に進み、県道深谷嵐山線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北に進み、嵐山町道第二一十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、嵐山町道太郎丸第二号線との交点

に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、関越自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って北西に進み、県道深谷嵐山線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、嵐山町道越畑第四十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、嵐山町道越畑第二百十八号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、嵐山町道越畑第四十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、関越自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って北西に進み、嵐山町道越畑第四十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、嵐山町道越畑第二百八十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、嵐山町道第一一三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、嵐山町道越畑第二百六十六号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、嵐山町道第七十八号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、嵐山町道越畑第二百三十三号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、嵐山町道越畑第七十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、県道深谷嵐山線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、嵐山町道吉田第二

百七十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、嵐山町道吉田第二百二十九号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、嵐山町道吉田第二百七十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、嵐山町道吉田第二百二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、嵐山町道吉田第三百八十九号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、嵐山町道第一一二号線との交点に至り、同地点から嵐山町大字勝田百二十一番地先、長沼川の河川境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、比企郡滑川町と同郡嵐山町の境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、嵐山町道勝田第百五十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、嵐山町道第一一二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、滑川町道第四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、滑川町道第二十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、滑川町道第四百三十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、滑川町道第三百四十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、滑川町道第三百四十五号線との交点に至り、同地点から同町道

に沿って南西に進み、滑川町道第八十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、県道ときがわ熊谷線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、滑川町道第十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、滑川町道第八百三十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、滑川町道第十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、滑川町道第七一一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、滑川町道第二百四十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、滑川町道第九千二百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、東松山市と比企郡滑川町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、滑川鳥獣保護区の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、熊谷市と東松山市と比企郡滑川町の境界との交点に至り、同地点から熊谷市と東松山市の境界に沿って北東に進み、一級河川和田川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿って南東に進み、一級河川和田吉野川との接点に至り、同地点から同川左岸に沿って南東に進み、熊谷市と東松山市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北東のち南東のち南西のち南東のち

南西に進み、和田吉野川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿って南東に進み、熊谷市と東松山市の境界との交点に至り、同地点から境界に沿って東のち南に進み、和田吉野川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿って南東に進み、県道青山熊谷線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、熊谷市と東松山市の境界との交点に至り、同地点から境界に沿って南に進み、一般国道四百七号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南東に進み、県道福田鴻巣線との交点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、県道青山熊谷線との交点を経て市道大里六十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、県道行田東松山線との交点を経て南東に進み、比企郡吉見町と熊谷市の境界に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、吉見町道第三百一十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、吉見町道第二十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、吉見町道第二百二十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、吉見町道第七七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、吉見町道第六六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、吉見町道第百五号線との交点に

至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、県道小八林久保田下青鳥線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、吉見町道第四千八百二十号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、吉見町道第一百一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、県道東松山鴻巣線との交点に至り、同地点から同県道に沿って西に進み、吉見町道第六千一百一十号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、吉見町道第六百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、吉見町道第六千二百号との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、吉見町道第七千七百十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、県道小八林久保田下青鳥線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、吉見町道第六千四百三十三号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、同町道の終点と一級河川市野川左岸河川境界の交点に至り、同地点から同河川境界に沿って東に進み、市野川特定猟具使用禁止区域(銃)の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、さらに同境界に沿って南東に進み、東松山市と比企郡吉見町と同郡川島町の境界との交点に至り、同地点から東松山市と比企郡川島町の境界に沿って南

に進み、さらに同境界に沿って西に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から東松山市と比企郡川島町の境界に沿って西に進み、さらに同境界に沿って南に進み、東松山市と坂戸市と比企郡川島町の境界との接点に至り、同地点から東松山市と坂戸市の境界に沿って西に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(面積一万七百五十三・四ヘクタール)

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

埼玉県告示第千五百七十二号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。
平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田 清 司

一 名称
深谷北部特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域
深谷市中瀬地内における県道伊勢崎深谷線と県道成塚中瀬線との接点を起点とし、県道成塚中瀬線を東南東に進み、深谷市道幹十八号線との接点に至

り、同地点から同市道幹十八号線に沿って南に進み、県道本庄妻沼線と小山川を渡り、深谷市道B―四百十七号線との接点に至り、同地点から同市道B―四百十七号線に沿って西に進み、県道伊勢崎深谷線との接点に至り、県道伊勢崎深谷線と同市道B―四百十七号線との接点から備前渠用水南岸に沿って西へ進み、内ヶ島六百二十四番付近との接点に至り、同地点から同市道B―六十四号線に沿って北に進み、内ヶ島四百十四番付近小山川南岸管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って西に進み、矢島千二百五番地一付近との接点に至り、同地点から北西備前渠川南岸管理用道路との接点に至り、同地点から備前渠川南岸管理用道路を北西に進み、県道新野岡部停車場線との接点に至り、同地点から県道新野岡部停車場線に沿って北に進み、深谷市と本庄市の境界との接点に至り、同境界を北東に進み、県道本庄妻沼線との接点に至り、同地点から県道本庄妻沼線を東に進み、深谷市道幹十七号線との接点に至り、同地点から同市道幹十七号線に沿って北北西に進み、深谷市道幹十六号線との接点に至り、同地点から同市道幹十六号線に沿って東に進み、深谷市道A―二百五十五号線との接点に至り、同地点から同市道A―二百五十五号線に沿って東に進み、県道中瀬普齊寺線と深谷市道

A―三百七号線との接点に至り、同地点から同市道A―三百七号線に沿って東に進み、深谷市道A―三百十八号線との接点に至り、同地点から同市道A―三百十八号線に沿って北に進み、県道中瀬普齊寺線との接点に至り、同地点から県道中瀬普齊寺線に沿って東に進み、深谷市道A―六十六号線との接点に至り、同地点から同市道A―六十六号線に沿って北北東に進み、深谷市道A―七十号線との接点に至り、同地点から同市道A―七十号線に沿って東南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(面積五百四十五・七ヘクタール)

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

埼玉県告示第千五百七十三号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。
平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田 清 司

一 名称
北武蔵特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

深谷市山河地内において、深谷市道
岡五号線と市道岡六号線との交点を起
点とし、市道岡六号線に沿って南に進
み、市道岡八号線との接点に至り、同
地点から市道岡三―二百三十一号線に
沿って南に進み、市道岡七十二号線と
の接点に至り、同地点から同市道に沿
って西に進み、主要地方道花園本庄線
との接点に至り、同地点から同地方道
に沿って南に進み、市道岡二―三百九
十号線との接点に至り、同地点から同
市道に沿って西に進み、市道岡六十七
号線との接点に至り、同地点から同市
道に沿って西に進み、市道岡二―三百
七十五号線との接点に至り、同地点か
ら同市道に沿って南に進み、主要地方
道熊谷児玉線との接点に至り、同地点
から同地方道に沿って南東に進み、市
道岡二―四百二十九号線との接点に至
り、同地点から同市道に沿って西に進
み、市道岡二―四百二十五号線との接
点に至り、同地点から同市道に沿って
南に進み、市道岡二―四百三十号線と
の交点に至り、同地点から同市道に沿
って西に進み、市道岡二―四百五十九
号線との接点に至り、同地点から同市
道に沿って東に進み、市道岡二―四百
七十二号線との接点に至り、同地点か
ら同市道に沿って西に進み、深谷市と
大里郡寄居町との境界との接点及び寄
居町道七号線との接点に至り、同地点
から同町道に沿って更に西に進み、関

越自動車道との交点を経て深谷市と大
里郡寄居町と児玉郡美里町との境界点
及び美里町道一―九号線との接点に至
り、同地点から同町道に沿って北に進
み、美里町道二―十三号線との接点に
至り、同地点から同町道に沿って東に
進み、美里町道二千三百七十一号線と
の接点に至り、同地点から同町道に沿
って更に東に進み、主要地方道熊谷児
玉線との接点に至り、同地点から同地
方道に沿って南東に進み、美里町道九
一―一号線との接点に至り、同地点から
同町道に沿って東に進み、児玉郡美里
町と深谷市との境界を経て市道岡二―
三百九号線との接点に至り、同地点か
ら同市道に沿って東に進み、市道岡六
十八号線との接点に至り、同地点から
同市道に沿って北東に進み、市道岡十
一―号線との接点に至り、同地点から同
市道に沿って北に進み、市道岡二―五
百四十五号線との接点に至り、同地点
から同市道に沿って北西に進み、市道
岡二―百五十八号線との交点に至り、
同地点から同市道に沿って北に進み、
市道岡二―百六十三号線との接点に至
り、同地点から同市道に沿って北東に
進み、主要地方道花園本庄線との接点
に至り、同地点から同地方道に沿って
南東に進み、市道岡十一号線との接点
に至り、同地点から同市道に沿って南
に進み、市道岡六十九号線との接点に
至り、同地点から同市道に沿って東に

進み、主要地方道花園本庄線との交点
に至り、同地点から同地方道に沿って
南南東に進み、市道岡二―二百六十三
号線との接点に至り、同地点から同市
道に沿って東に進み、市道岡二―五百
五十六号線との接点に至り、同地点か
ら同市道に沿って北東に進み、市道岡
二―百九十三号線との交点に至り、同
地点から同市道に沿って北に進み、市
道岡二―二百五十九号線との交点に至
り、同地点から同市道に沿って東に進
み、市道岡二―二百五十四号線との接
点に至り、同地点から同市道に沿って
南に進み、市道岡二―五百五十六号線
との交点に至り、同地点から同市道に
沿って北東に進み、市道岡二―百九十
六号線との交点に至り、同地点から同
市道に沿って北に進み、市道岡六十九
号線との交点に至り、同地点から同市
道に沿って東に進み、県道針ヶ谷岡線
との接点に至り、同地点から市道岡五
号線に沿って東に進み、起点に至る線
で囲まれた区域。(面積六百五ヘクタ
ール)

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十
七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する
法律(平成十四年法律第八十八号)第三
十五条第一項の規定により、次のとおり
特定猟具使用禁止区域を指定する。
平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田 清 司

一 名称
寄居特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域
平成十一年十月二十九日告示第千三
百七十九号で告示した区域。
ただし、平成十九年十月三十日告示
第千五百六十号で告示したかわせみ河
原鳥獣保護区を除く。(面積四百七十
二ヘクタール)

三 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十
一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

埼玉県告示第千五百七十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する
法律(平成十四年法律第八十八号)第三
十五条第一項の規定により、次のとおり
特定猟具使用禁止区域を指定する。
平成十九年十月三十日
埼玉県知事 上田 清 司

一 名称
花園特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

埼玉県告示第千五百七十四号

平成十一年十月二十九日告示第千三百八十三号で告示した区域。

ただし、平成十九年十月三十日告示第千五百六十号で告示したかわせみ河原鳥獣保護区を除く。(面積六百四十六・三ヘクタール)

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百七十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

露梨子特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

大里郡寄居町大字鉢形地内における主要地方道飯能寄居線と一般県道坂本寄居線との接点を起点とし、同地点から主要地方道飯能寄居線に沿って西に進み、一級河川荒川右岸との交点に至り、同地点から同荒川右岸に沿って東に進み、東武東上線との交点を経てさらに東へ進み、玉淀大橋との交点に至り、同地点から一般国道二百五十四号

を南に進み、寄居町道三千九百七十二号線との接点に至り、同地点から同町道三千九百七十二号線に沿って東に進み、同町道二百二十九号線との接点に至り、同地点から同町道二百二十九号線に沿って東に進み、一級河川塩沢川との接点に至り、同地点から一級河川塩沢川に沿って南に進み、一般国道二百五十四号との交点を経て寄居町道二百二十七号線との交点に至り、同地点から同町道二百二十七号線に沿って西に進み、同町道二百二十九号線との接点に至り、同地点から同町道二百二十九号線に沿って南に進み、大里郡寄居町大字三ヶ山二百九十一番地に至り、同地点から北西に進み、大里郡寄居町大字露梨子六百八番地(寄居上水道鉢形配水地)に至り、同地点から西に進み、大里郡寄居町大字鉢形三千百三十三番地(愛宕神社)に至り、同地点から寄居町道六千八百八十三号線に沿って北西に進み、同町道六千八百八十八号線との接点に至り、同地点から同町道六千八百八十八号線に沿って西に進み、同町道百十九号線との接点に至り、同地点から同町道百十九号線に沿って北に進み、一般県道坂本寄居線との接点に至り、同地点から同県道坂本寄居線に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(面積三百三十三・七ヘクタール)

九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百七十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

秩父特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成十九年十月三十一日告示第千四百八十六号で告示した区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百七十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

西部年金センター特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成十九年十月三十一日告示第千四百八十七号で告示した区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百七十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大附特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成十九年十月三十一日告示第千四百八十八号で告示した区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百八十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

長瀬特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成三年十月二十九日告示第千五百号で告示した区域

号で告示した区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百八十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

大久保山特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

昭和六十二年十月二日告示第千六百十九号で告示した区域

三 存続期間

平成十九年十月三十日

平成十九年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百八十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

利根川総合運動公園特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

昭和六十二年十月二日告示第千六百十号で告示した区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百八十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

蒔田特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

昭和六十二年十月二日告示第千六百十九号で告示した区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百八十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

川里特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成十三年十月二十六日告示第千六百三十二号で告示した区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千五百八十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により、指定猟法として鉛散弾を使用する猟法を定め、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

荒川指定猟法禁止区域

二 区域

深谷市田中文字西台地内において、秩父鉄道と深谷市道川A―二百十九号線との交点を起点とし、同地点から同市道に沿って南に進み、一般国道百四十号との接点に至り、同地点から同国道に沿って西に進み、主要地方道深谷嵐山線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、一級河川荒川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同右岸河川境界に沿って南西に進み、深谷市と大里郡寄居町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、寄居町道二百十六号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千八十一号線の延長線に至り、同地点から南に進み、寄居町道四千八十二号線との交点を経て、同地点から寄居町道四千八十一号線に沿って南に進み、寄居町道四千八十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町

道百十八号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千二十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千五十六号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、東武鉄道東上線との交点に至り、同地点から同鉄道に沿って西に進み、一級河川塩沢川との交点に至り、同地点から同川に沿って北に進み、一級河川荒川右岸との合流点に至り、同地点から一級河川塩沢川の延長線に沿って北東に進み、深谷市と大里郡寄居町の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、深谷市道花幹九号線の終点からの延長線との接点に至り、同地点から同延長線に沿って北に進み、深谷市道花幹九号線の終点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、深谷市道花支二一三五六号との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支二一三五六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、深谷市道花幹六十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一級河川荒川左岸管理用道路との接点に至り、同地点から同管理用道路に沿って東に進み、深谷市道花支三―四百六十号線の終点との接点に

至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三―四百六十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一級河川荒川左岸河川境界との接点に至り、同地点から同左岸河川境界に沿って北西に進み、深谷市道花支三―二百六十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、深谷市道花支三―二百六十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三―二百五十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三―三百七十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三―二百四十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、深谷市道花支三―三百七十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一級河川荒川左岸河川境界との接点に至り、同地点から同左岸河川境界に沿って東に進み、大里郡花園町(旧)と同郡川本町(旧)の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、秩父鉄道との交点に至り、同地点から秩父鉄道に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、熊谷市久下地内において、一般県道青山熊谷線(旧)と一級河川荒川左岸河川境界との交点を起点とし、同地点から同左岸河川境界に沿って南

東に進み、熊谷市と鴻巣市との境界と一級河川荒川左岸堤防上の管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南東に進み、北足立郡吹上町(旧)と鴻巣市(旧)との境界に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、北足立郡吹上町(旧)と鴻巣市(旧)との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、鴻巣市と比企郡吉見町との境界と熊谷市との境界に沿って北西に進み、鴻巣市と比企郡吉見町との境界と熊谷市道大里九百九十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一級河川荒川左岸堤防上の管理用道路との接点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北西に進み、熊谷市道大里千一十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里七百一十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一般県道青山熊谷線(旧)との接点に至り、同地点から同県道に沿って北西のち北に進み、熊谷市(旧)と大里郡大里町(旧)との境界付近に位置する一級河川荒川右岸堤外管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南東に進み、一般県道青山熊谷線(新)との交

点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、一級河川荒川左岸堤外管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北西に進み、一般県道青山熊谷線(旧)との接点に至り、同地点から同県道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、比企郡川島町大字山ヶ谷戸地内における主要地方道川越栗橋線と一級河川荒川右岸堤防内法下との交点を起点とし、同地点から同右岸堤防内法下に沿って北西に進み、川島町道二千二百七十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、川島町道二千二百九十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、川島町道一―十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、町道二千三百六十六号線及びその延長線上に存する一級河川荒川右岸堤防内法下との交点に至り、同地点から同右岸堤防内法下に沿って北西に進み、川島町道二千三百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、川島町道二千三百四十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、比企郡吉見町と同郡川島町との境界に至り、吉見町道五千四百三十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、吉見町道五千二百八十六号線との交点に至り、同地点から同町道に

沿って北に進み、吉見町道五千二百十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、吉見町道五千百三十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、一般県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線に隣接した一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北西に進み、主要地方道東松山鴻巣線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北東に進み、比企郡吉見町と鴻巣市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、鴻巣市道D―百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道D―十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道D

―百十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻巣市と北本市との境界に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、北本市道五千十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市道五千四百四十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市道五千五百五十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、主要地方道東松山桶川線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って西に進み、北本市と比企郡吉見町との境界に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、一級河川荒川右岸堤防との交点に至り、同地点から同右岸堤防に沿って南に進み、北本市と比企郡吉見町との境界と北本市道四千百三十四

号線を西へ延長した直線との交点に至り、同地点から同延長線に沿って東へ進み北本市道四千百三十四号線に入り、同地点から同市道に沿って東へ進み、北本市道百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市と桶川市との境界と桶川市道六十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、主要地方道さいたま鴻巣線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南東に進み、同地点から同地方道に沿って南東に進み、主要地方道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って西に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、比企郡川島町大字出丸中郷地内における川島町道五千六百七十三号線と一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点を起点とし、同地点から同右

岸堤防堤内法下に沿って北に進み、川島町道十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、桶川市と川島町の境界と桶川市道十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一級河川荒川河川道に至り、同地点から同河川道に沿って南に進み、川島町道五千六百七十三号線を東へ延長した直線との交点に至り、同地点から同延長線に沿って西へ進み、川島町道五千六百七十三号線に入り、同町道に沿って西に進み、起点に至る線で囲まれた区域(面積二千二百七十四・三ヘクタール)

三 存続期間
平成十九年十一月一日から無期限

埼玉県告示第千五百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機関
一 指定医療機関

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	開設者名	所在地	指定年月日
かみのクリニック	医療法人くぼじまクリニック	熊谷市上之三三八七六一	平成十九年 十月 一日
うめだDMクリニック	梅田芳彦	川口市幸町三―八―五M+Kビル二階	平成十九年 十月 一日
寿康会クリニック	医療法人 寿康会	川口市西青木二―一―四ペルレハイム二〇三号	平成十九年 九月 一日
みかみこどもクリニック	三上哲也	所沢市南住吉二―一―二	平成十九年 九月 十八日
狭山台伊東眼科クリニック	医療法人社団 正聖会	狭山市中央四―二六―一三	平成十九年 九月 二十日

二 指定施術者

氏名	住所	施設名称	所在地		指定年月日
			名	所	
西村 浩一	西村ハートクリニック	西村昌雄	上尾市柏座三二一四八	パーク上尾老番館三〇三	平成十九年八月一日
医療法人社団和啓会	メディクス草加クリニック	和啓会	草加市氷川町二二四九一三	一F	平成十九年十月一日
桜 公園	クリニックス	井奥宏樹	戸田市新曽南三二二二一八		平成十九年十月三日
西村レディー	スクリニックス	西村進	戸田市本町三一五二二	クローバープレイン戸田公園	平成十九年九月一日
北戸田	クリニックス	久我祐子	戸田市新曽二〇二二二	市ヶ谷ビル4F	平成十九年十月二日
緑町	こどもクリニック	久米正法	八潮市緑町三二二二二	緑町クリニックビル 4F	平成十九年十月一日
リリー	デンタルクリニック	浮田均	行田市門井町二二五三	ミルフィユ門井二〇一	平成十九年九月二十一日
セキデンタル	クリニック	関かほる	所沢市山口一三八一六	鈴木住宅設備(株)ビル1F	平成十九年十月二日
あおぞら	歯科	高橋基	深谷市武蔵野三六六五三		平成十九年九月二十七日
弦間 歯科	医院	弦間豊樹	蔵市塚越二一九一五		平成十九年八月二十三日
郷仁 歯科	歯科	庫山未希	三郷市戸ヶ崎二七〇五二		平成十九年七月一日
医療法人社団新仁会	川島デンタルクリニック	新仁会	比企郡川島町伊草九六一		平成十九年九月一日
旗井	デンタルクリニック	久下和敬	北埼玉郡大和根町旗井一九八三		平成十九年十月一日
さきたま	薬局	有限会社ソシオメディカル	熊谷市上之三八二〇一六		平成十九年九月一日
さくら	薬局	有限会社ユキ・メディカル	熊谷市箱田一四一八		平成十九年十月一日
いるか	薬局	有限会社ヘルスアップ	熊谷市肥塚一三八〇一七		平成十九年十月三日
ウエルシア	薬局	株式会社	川口市川口三三三一一	リブレ川口二番街	平成十九年九月六日
くじら	薬局	有限会社藤沢メディカル	所沢市南住吉二二二一三		平成十九年十月一日
コイケ	薬局	株式会社コイケ企画	草加市旭町六一二一一		平成十九年九月七日
ウエルシア	薬局	ウエルシア関東株式会社	北本市二ツ家四一八八七		平成十九年九月一日
三郷調剤	薬局	有限会社	三郷市栄二一八二		平成十九年五月七日
のぞみ	薬局	株式会社のぞみ調剤	秩父郡小鹿野町小鹿野三九七一		平成十九年十月一日
訪問看護	ステーション	株式会社	熊谷市円光一三三三	いづみマンション二〇一	平成十九年九月十二日
角田 和平		つのだ接骨院	熊谷市新堀二二五四一三五		平成十九年十月二日
伊藤 富美男		あきつ整骨院	東京都東村山市秋津町五二二一〇		平成十九年九月六日
荒木 淳		あらしき接骨院	春日部市大場二二二九一三	武里秋元ビル1F	平成十九年九月十八日

加藤 秀明	小 林 敬 和	橘 泰 則	遠 藤 多 英	高 橋 眞 龍	大 賀 文 博
かとう 整骨院	タンタン 整骨院	たちばな 接骨院	八石針灸 整骨院	所沢市並木八―七―二七〇八	所沢市東狭山ヶ丘一―二九五二―二八
狭山市狭山台三―二五 四―四―一〇八	草加市谷塚町一三五七	越谷市東越谷一―一六 コーラルアベニュー一〇一	新座市野寺一―五―一七		
平成十九年 九月 一日	平成十九年 九月 五日	平成十九年 九月 十八日	平成十九年 七月 一日	平成十九年 九月 三日	平成十九年 九月 一日

埼玉県告示第千五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
クラフト薬局 春日部永沼店	名 称	リーヴ薬局 庄和店	クラフト薬局 春日部永沼店
ホワイト歯科	所 在 地	本庄市駅南一―九―六 福島ビル二F	本庄市駅南一―九―六 福島ビル二F
さくら薬局 蕨駅前店	名 称	サンファーマシー	さくら薬局 蕨駅前店
本庄市児玉郡医師会立 本庄市休日急患診療所	名 称	本庄市休日急患診療所	本庄市児玉郡医師会立 本庄市休日急患診療所
医療法人社団桃李会 佐々木耳鼻咽喉科クリニック	名 称	医療法人社団桃李会 大内耳鼻咽喉科	医療法人社団桃李会 木耳鼻咽喉科クリニック

埼玉県告示第千五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
むさしの薬局	ふじみ野市福岡武蔵野六―四	平成十九年 七月三十一日
郷仁会 歯科	三郷市戸ヶ崎二―七―一五	平成十九年 六月 三十日
北戸田クリニック	戸田市美女木東一―三―一イオン 北戸田ショッピングセンター二F	平成十九年 八月三十一日
寿康会クリニック	川口市西青木二―一五―一五	平成十九年 九月 一日
西村ハート クリニック	上尾市柏座三―一―四八 パー ク上尾壺番館三〇三	平成十九年 八月 一日
弦間歯科医院	蕨市塚越二―一九―一五	平成十九年 八月二十三日
医療法人 冠木 医院	熊谷市本石一―二二八	平成十九年 九月 三十日
狭山台伊東眼科 クリニック	狭山市入間川一五三八―二四	平成十九年 九月 十五日
うさぎ 歯科 クリニック	東松山市沢口町三〇―一三	平成十九年 九月 三十日
くじら 薬局	所沢市くすのき台三―一八一― 一―一〇二	平成十九年 九月 三十日
コイケ 薬局	草加市旭町六―一―一七プラン タン八八―一〇三号	平成十六年 五月 五日

埼玉県告示第千五百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
八潮市北部地域包括支援センターやしお寿苑	八潮市八條二九四―四	社会福祉法人 一寿会	介護予防支援	平成十九年 十月 一日
八潮市東部地域包括支援センターやしお苑	八潮市南川崎二一〇―一	社会福祉法人 名栗園	介護予防支援	平成十九年 十月 一日
八潮市西部地域包括支援センター ケアセンター八潮	八潮市緑町一―二三―八	医療法人社団 協友会	介護予防支援	平成十九年 十月 一日
八潮市南部地域包括支援センター 埼玉回生病院	八潮市大原 四五五	医療法人 福寿会	介護予防支援	平成十九年 十月 一日
伊奈町地域包括支援センター	北足立郡伊奈町小室五〇四九―一	社会福祉法人 伊奈町社会福祉協議会	介護予防支援	平成十九年 九月 一日
鳩ヶ谷市地域包括支援センター	鳩ヶ谷市桜町六一四―五	社会福祉法人 鳩ヶ谷市社会福祉協議会	介護予防支援	平成十九年 四月 一日
富士見市中央地域包括支援センター	富士見市鶴馬一八〇―一	富 士 見 市	介護予防支援	平成十九年 十月 一日
東松山ホーム地域包括支援センター	東松山市石橋一七一六	社会福祉法人 松仁会	介護予防支援	平成十九年 十月 一日
医療法人徳明会 小室内科消化器科クリニック	飯能市八幡町二―三	医療法人 徳明会	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	平成十九年 十月 一日
ヒロデンタルクリニックス	蕨市中央七―三五―二	医療法人社団 健創会	居宅療養管理指導	平成十九年 九月二十五日
医療法人社団新仁会 川島デンタルクリニック	比企郡川島町伊草九六一―一	医療法人社団 新仁会	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十九年 九月 一日
あ お ぞ ら 歯 科	深谷市武蔵野三六六五―三	高 橋 基	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十九年 九月二十七日
コ イ ケ 薬 局	草加市旭町六一二―一	株式会社コイケ企画	介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 十月 十七日
のぞみ薬局 小鹿野店	秩父郡小鹿野町小鹿野三九七―一	株式会社のぞみ調剤	居宅療養管理指導	平成十九年 十月 一日
介護老人保健施設 わかばの丘	東松山市毛塚七七三	医療法人 若葉会	介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 十月 一日
介護老人保健施設カノープス・羽生	羽生市本川俣一三〇五	社団法人 羽生市医師会	訪問リハビリテーション	平成十九年 九月 十三日

グループホーム七福神 さいたまコープふれあい介護センター 川口 泉 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 通 所 介 護 事 業 所 かがやき	川口市前川二―二二三―一四 川口市上青木二―四―二二 ミニコープ天神橋内 鳩ヶ谷市南一―三―六アパートメントハウスマイ一〇三 越谷市東越谷八―六七	医療法人 久幸会 生活協同組合さいたまコープ 株式会社シンセイ 株式 会 社 志 輝	介護予防訪問リハビリテーション 認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 居宅介護支援 通所介護 居宅介護支援	平成十九年 十月 一日 平成十九年 九月二十八日 平成十九年 九月 一日 平成十九年 十月 一日
ケアサポート 太陽	北葛飾郡杉戸町清地六―四―六	グループホームやすらぎ有限会社	介護予防訪問介護 訪問介護	平成十九年 九月二十六日
デイサービスセンター「ひいらぎ」 居宅介護支援事業所 ほっとみるくわらび ひゅうまんケア和(なごみ)	三郷市早稲田七―一―七 蕨市北町一―九―一二 和光市新倉一―四―六 伊藤コーポ一〇三号	有限会社シニアサポート早稲田 有限会社柳崎介護センター 合同会社ひゅうまんケア和	介護予防訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援 訪問介護	平成十九年 七月 一日 平成十九年 十月 一日 平成十九年 八月 一日
日生ホームヘルプサービス和光	和光市新倉四―六―三イープン一ヤスタ	株式会社日本生科学研究所	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 九月 十日
日生デイサービスセンター和光	和光市新倉四―六―三イープン一ヤスタ	株式会社日本生科学研究所	通所介護 介護予防訪問介護	平成十九年 九月 十日
日生居宅介護支援事業部和光 ゼロケア北秋津ステーション あざみ野在宅介護サービス	和光市下新倉四―六―三イープン一ヤスタ 所沢市北秋津七七八―四九粕谷ビル一階 富士見市勝瀬一四六五ドレイクふじみ野三〇三号 熊谷市別府四―一―四四―三	株式会社日本生科学研究所 株式会社ダスキンゼロケア 有限会社あざみ野在宅介護サービス 特定非営利活動法人 Kファミリィ	居宅介護支援 介護予防訪問介護 通所介護 介護予防通所介護	平成十九年 九月 十日 平成十九年 五月 一日 平成十九年 九月 一日 平成十九年 九月 一日
K ファミリー	熊谷市下奈良三八一―三二	株式会社サンエルホーム	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 九月 一日
幸せの希望庵	熊谷市曙町三―六七―一	株式会社システック	通所介護 介護予防通所介護 通所介護 介護予防通所介護	平成十九年 十月 一日
デイサービスセンターさくら苑あけぼの 医療法人葦の会「笑顔いっぱい」	行田市下忍一〇八六一―	医療法人 葦の会	通所介護 短期入所生活介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護	平成十九年 九月 十二日

デイサービスセンターマロニエ	本庄市今井一三二五―一〇	有限会社とちの木	通所介護	平成十九年 九月 一日
デイサービス 梢	深谷市長在家一〇六五―一	株式会社カネザワ	通所介護	平成十九年 九月二十七日
ウエルサポート	深谷市黒田三四五―一	有限会社在宅福祉支援推進センター	介護予防通所介護 介護予防通所介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成十九年 十月 一日
特定非営利活動法人 介護支援センター・新座	新座市池田四―一―一〇下中沢マンション一〇二号	特定非営利活動法人 介護支援センター・新座	介護予防訪問介護	平成十九年 七月 一日
ヒューマンサポート 幸手	幸手市北一―一三―二〇	株式会社日本ヒューマンサポート	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 通所介護	平成十九年 十月 三日
ヒューマンサポート 幸手デイサービスセンター	幸手市北一―一三―二〇	株式会社日本ヒューマンサポート	介護予防通所介護	平成十九年 八月 一日

埼玉県告示第千五百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。
平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
コ イ ケ 薬 局	所在地	草加市旭町六一―一七 プラタン八八一〇三号	草加市旭町六一―二―一	居宅療養管理指導
健仁会まじこ居宅介護支援事業所	所在地	川口市芝中田二―二七―一七	川口市芝中田二―三二―一八	居宅介護支援
ヘルパーステーションスマイル日高	所在地	日高市鹿山二三七―三	日高市鹿山二三七―六	訪問介護
け あ ビ ジ ョ ン 北 本	名 称	株式会社ビジュアルビジョン介護福祉センターすずらん北本	けあビジョン北本	介護予防訪問介護 訪問介護
在宅福祉支援推進センター 居宅介護支援事業所	所在地	深谷市小前田二〇八二―一	深谷市黒田三四五―一	居宅介護支援
訪問介護センター えがお	所在地	深谷市小前田二〇八二―一	深谷市黒田三四五―一	訪問介護 介護予防訪問介護

郷 仁 会 園 科	所在地	三郷市戸ヶ崎二一七二五	居宅療養管理指導
あい介護支援センター	所在地	入間市新久八四五―三―三―三三五	介護予防居宅療養管理指導
株式会社 スマイル・ハート	所在地	熊谷市新堀五六二―一	居宅介護支援
株式会社コムスン そうかサポートセンター	所在地	草加市吉町二―二―二野路ビル1F	福祉用具貸与
デイサービスセンター えがお	所在地	深谷市小前田二〇八二―一	介護予防福祉用具貸与
			特定福祉用具販売
			特定介護予防福祉用具販売
			訪問介護
			介護予防訪問介護
			通所介護
			介護予防通所介護

埼玉県告示第千五百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	休 止 年 月 日
す ま い り ん ぐ	久喜市河原井町47(工業団地7区)	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成十九年 十月 一日

埼玉県告示第千五百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
特別養護老人ホーム 和光苑	和光市新倉八―三―一	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 通所介護	平成十九年 八月三十一日
和光苑デイサービスセンター	和光市新倉八―三―一	介護予防通所介護	平成十九年 八月三十一日
特定非営利活動法人 介護支援センター・新座 株式会社福祉の街 新座営業所	新座市池田四―二―一〇 下中沢マンション一〇二号 新座市野火止四―九―一〇	居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具貸与 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成十七年十一月 一日 平成十九年 九月 三十日
三郷地域福祉事業所 すまいる	三郷市卓福田二―三〇―二グリーンエイト三郷 第二―一〇五号	訪問介護 福祉用具貸与	平成十九年 八月三十一日
有限会社 ハートプラン介護研究所	上尾市小敷谷一―二二	訪問介護 介護予防訪問介護 居宅療養管理指導	平成十九年 三月 十六日
あ い あ い 薬 局	春日部市谷原新田二二二―三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 福祉用具貸与	平成十九年 八月 十五日
介護センターわらび	蕨市北町一―九―二二―一〇二	居宅介護支援 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成十九年 九月 三十日
ヒロデンタルクリニック ケアセンター ひだまり草加	蕨市中央七―二二―八ツインズわらび一F 草加市長栄町二二三ルミエール長栄二〇七	特定介護予防福祉用具販売 居宅療養管理指導 訪問介護 福祉用具貸与	平成十七年十二月三十一日 平成十九年 八月三十一日

ジャパンケアサービス ハッピー春日部・居宅介護支援事業所 介護 サポート おけがわ ウイズネットホームヘルプサービス川口 デイサービスセンターほのぼの さくら・介護ステーション杉戸すが	春日部市中央一―五八―四最高研ビル二階二〇一号室 桶川市寿二―三―三山口ビル一〇三号 川口市西青木一―一―九 深谷市柏合三三二 北葛飾郡杉戸町倉松五―九―五	居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防福祉用具貸与 居宅介護支援 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 通所介護 介護予防通所介護 訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 八月三十一日 平成十八年 五月三十一日 平成十九年 九月 十日 平成十九年 九月 三十日 平成十九年 九月 三十日
--	--	--	---

埼玉県告示第千五百九十三号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十八条の規定により、埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

試験期日	試験場 所
平成二十年 二月二十四日 (日)	獨協大学(草加市学園町一番一号)

一 試験期日及び試験場所

二 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「施行規則」という。)第二十二條に掲げる試験科目

三 受験資格

法第二十二條に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

施行規則第二十七條に規定する受験願書及び書類

ロ 受験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成二十年一月十一日(金)

午前九時三十分から午前十一時三十分及び午後一時から午後四時まで

埼玉県県民健康センター 三階中会議室(さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号)

五 合格発表

平成二十年三月十日(月) 午前十時から午後五時まで

埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前に掲示する。

埼玉県告示第千五百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 購入等件名及び数量

埼玉県立大学情報システム等業務支援一式

二 契約に関する事務を担当する部局の

2 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

- 埼玉県立大学情報・施設管理担当
- 埼玉県越谷市三野宮820番地
- 3 落札者を決定した日
平成19年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 KSK 東京都稲城市百村

1625番地2

- 5 落札金額
136,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成19年7月3日

埼玉県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
モラージュ菖蒲

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字伊勢浦三千五百六十四番地他

- ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗の設置者

双日商業開発株式会社 代表取締役社長 関口昇司

東京都港区赤坂二丁目十九番四号

大規模小売店舗において小売業を行なう者

株式会社ヨークマート 取締役社長 川上達郎 他未定

東京都千代田区二番町八番地八

- ハ 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年十一月二十日

- ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五万一千平方メートル

- ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

平面駐車場	位置	図面省略	収容台数	一、六二七台
屋上駐車場	位置	図面省略	収容台数	九〇一台
立体駐車場一	位置	図面省略	収容台数	五五九台
立体駐車場二	位置	図面省略	収容台数	六五五台
隔地駐車場	位置	図面省略	収容台数	五六二台
合計			収容台数	四、三〇四台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場一〜七 位置 図面省略 収容台数 九六〇台
荷さばき施設の位置及び面積

荷捌き施設一〜三 位置 図面省略 面積 一、七五〇平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設一〜四 位置 図面省略 容量 五四三・七立方メートル
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前十時から午後十時(一部午後九時まで)

来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置
位置 図面省略 出入口 八箇所

荷捌き施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷捌き施設一〜三 午前六時から午後十時

届出年月日
平成十九年十月十五日

縦覧期間
平成十九年十月三十日から平成二十年二月二十九日まで

縦覧場所
埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部産業労働センター

意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十月三十日から平成二十年二月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオン羽生ショッピングセンター

羽生市川崎二丁目

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置(出入口ナンバー五及びナンバー十一の位置の変更)

(変更前) 位置 図面省略 出入口の数 十三箇所

(変更後) 位置 図面省略 出入口の数 十三箇所

ハ 変更年月日

平成十九年十月三十日

ニ 届出年月日

平成十九年十月十八日

二 縦覧期間

平成十九年十月三十日から平成二十年二月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

イ 意見書提出期間

平成十九年十月三十日から平成二十年二月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオン羽生ショッピングセンター

羽生市川崎二丁目

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数(駐輪場A・B・Dの位置の変更)

(変更前) 駐輪場A・F 位置 図面省略 収容台数 六〇〇台

(変更後) 駐輪場A・F 位置 図面省略 収容台数 六〇〇台

ハ 変更年月日

平成二十年六月十九日

ニ 届出年月日

平成十九年十月十八日

二 縦覧期間

平成十九年十月三十日から平成二十年二月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十月三十日から平成二十年二月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二外

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

添付図の一周辺見取り図及び用途地域図に欠陥、間違い表示あり。

添付図面の多くに提示されている戸田飛び地の住居が消されているのはおかしい。生活環境を無視した設定基準だから無効です。

「大規模小売店舗新設届出書」の用途指定に欠落・間違い表示があつて、「騒音に係る環境基準」等が第一種住居の基準を満たしておらず、「届出取下げ」をして再提出すべきだと考えます。

「ララガーデン川口」建設予定地は、戸田市(喜沢南一の二)の飛び地と隣接しており、その隣接地は第一種住居地域(用途指定)です。

私たち近隣住民と施工社とは協議交渉しており、常時、用途指定の第一種住居と指摘し、施工社側も承知していたことから、意図的に戸田の飛び地を欠落させた図面を採用・表示・提出したと考えられます。

設定の間違いから大店法の「設置者が配慮すべき事項」の②「騒音の予測・評価についての『騒音に係わる環境基準』第一種住居の昼間五十五デシベル以下、夜間四十五デシベル以下の基準を満たしていません。

添付図面から、戸田の飛び地住居の表示が消されており、住居がないような表示がされており、再度提出時に修正すべき図面と考えます。

図二の隣接地概要図に表示されている戸田市(喜沢南一の二)の飛び地住居が欠落図八枚けされ、記入間違い二枚あり。住居がないと印象つける結果だと考えられ、公図の改変で資料の信憑性が疑われます。

欠落図面 図の三以下、図の九、十一から十五、二十一の八枚。住居の記入間違い 交十一図、交十二図の二枚。

二 縦覧期間

平成十九年十月三十日から平成十九年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第千五百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、埼玉地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、埼玉県知事に對し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 森林計画区の名称

埼玉森林計画区

二 縦覧場所及び時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県農林部森づくり課	午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県川越農林振興センター	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県秩父農林振興センター	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県寄居林業事務所	午前九時から午後四時三十分まで

三 縦覧期間

平成十九年十月三十日から同年十一月二十九日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

四 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ロ 埼玉地域森林計画の案に対する意見及びその理由

五 意見書の提出期間

平成十九年十月三十日から同年十一月二十九日まで

六 意見書の提出方法

持参(午前八時三十分から午後五時四十五分まで。日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)又は郵送(平成十九年十一月二十九日消印有効)

七 意見書の提出先

埼玉県農林部森づくり課(郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三一五一一)

埼玉県告示第千六百号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により志木市西原特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があつたので、次のとおり公告する。

平成十九年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名 住所

大野 伊平次 志木市柏町五丁目一八番一六号

尾崎和雄	志木市柏町五丁目二番三〇号
尾崎良市	同 幸町三丁目五番一〇号
香川眞	同 一丁目二番二九号
斉藤正作	同 二丁目一〇番二九号
相良幹男	同 三丁目七番一二号
佐藤紀男	同 二丁目二番三四号
谷岡正吉	同 四丁目七番八号
綱島昭四郎	同 三丁目五番一五号
綱島稔	同 二丁目一〇番二二号
富所武	同 三丁目一〇番三六号
中野能	同 三丁目四番五〇号
中森金三郎	同 四丁目八番八号
中森順一	同 四丁目二番四五号
橋田喜年男	同 一丁目一三番二二号
渡辺宏	同 四丁目二番七六号
木内芳弘	富士見市鶴馬二六〇五番地一五

氏名 住所

就任した理事の氏名及び住所

大野伊平次	志木市柏町五丁目一八番一六号
尾崎良市	同 幸町三丁目五番一〇号
香川眞	同 一丁目二番二九号
小畦恵一郎	同 二丁目四番七一号
斉藤正作	同 二丁目一〇番二九号
相良幹男	同 三丁目七番一二号
佐藤紀男	同 二丁目二番三四号
谷岡正吉	同 四丁目七番八号
綱島昭四郎	同 三丁目五番一五号
綱島稔	同 二丁目一〇番二二号
富所武	同 三丁目一〇番三六号
中野能	同 三丁目四番五〇号
中森金三郎	同 四丁目八番八号
中森順一	同 四丁目二番四五号
橋田喜年男	同 一丁目一三番二二号

木内 芳 弘 富士見市鶴馬二六〇五番地一五

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根 岸 功

一 許可番号

平成十九年八月二十一日

二 検査済証番号

平成十九年十月二十四日

飯整第一九〇〇三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字西和田字西尾崎一

九八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井一五一〇番

地二

株式会社 ヤマニ

代表取締役 佐野 裕也

埼玉県病院事業告示第三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年八月二十一日

第一九〇〇六三〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月二十三日

第一九〇一〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字出丸下郷字中井二

四四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都足立区中川四丁目四十一

交通営団B棟3号

高橋 里美

平成十九年十月三十日

埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
循環器・呼吸器病センター 生化学分析システム一式の賃貸借
- (2) 購入案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成20年2月1日から平成25年1月31日まで
- (4) 履行場所
埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA・B等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - (5) 他の国公立病院に生化学分析システム等の納入実績を有すること。
 - (6) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

<p>並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂電話048-830-5980 (直通)</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法 ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。 イ 入手手順 (ア) 埼玉県ホームページ (http://www.pref.saitama.lg.jp/) を開く (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。 (ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する。 (エ) 「入札情報公開システム」を選択する。 (オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。 (カ) 「物品等」を選択する。 (キ) 「発注情報の検索」を選択する。 (ク) 検索ボタンをクリックする。 (ケ) 本入札案件を選択する。 (3) 入札説明会の場所及び日時 埼玉県病院局経営管理課会議室 平成19年11月12日(月) 午前10時00分 (4) 入札・開札の場所及び日時 入札の場所及び日時 埼玉県病院局経営管理課 平成19年12月11日(火) 午前10時30分 開札の場所及び日時 埼玉県病院局経営管理課 平成19年12月11日(火) 午前11時00分 (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 平成19年12月10日(月) 午後5時(必着)</p> <p>4 その他</p>	<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。 (4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。 ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書 (5) 契約書作成の要否 (6) 落札者の決定方法 財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 (7) 手続における交渉の有無 無</p>
---	---

(8) 競争入札参加資格の付与

2の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) F 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Clinical Chemical Analysis System

(2) Time-limit for tender : 10 : 30 a.m. 11,December,2007.(bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m.10,December,2007)

(3) Contact Infomation : Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan, Telephone : 048-830-5980

埼玉県選管告示第百二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成19年9月1日~9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体	名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新井金	後援会	渡辺賢蔵	新井美恵子	上尾市谷津二一五〇四二	平成十九年九月二十日
白田喜之	後援会	池田雅之	福田盛光	桶川市西一〇二一三	平成十九年九月二十六日
大石健一	後援会	斉藤禮次郎	荻野巳喜雄	所沢市宮本町二一八一三	平成十九年九月四日
輝く朝霞	を創る会	浜本馨	浜本馨	朝霞市溝沼二一四一五一一〇六	平成十九年九月四日
かねまる	友章後援会	金丸友章	金丸恵子	比企郡嵐山町広野七五六二五四	平成十九年九月十八日
木津まさあき	彦倉後援会	斎藤晃	小林利明	三郷市彦倉一〇二六五二二	平成十九年九月四日
國想幹友	友会	矢崎延芳	山崎恭平	朝霞市浜崎二一六一二サンテック朝霞台一〇五	平成十九年九月十一日
小林もりとし	後援会	小林守利	小林美仁	上尾市井戸木四一六一三	平成十九年九月二十七日
島村みきこ	後援会	村田和三	滝沢正信	桶川市下日出谷三二八一四	平成十九年九月二十日
鈴木としまさ	後援会	井桁良七	鈴木信子	桶川市坂田一五五八八五	平成十九年九月十日

埼玉県選管告示第百二十三号

東松山市選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成十九年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
東松山市総合会館	東松山市松葉町一丁目二番二号	東松山市長	三五〇人

平成十九年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

須田よしひろ後援会	八塩雄一	須田由美	朝霞市浜崎四―五―四九	平成十九年九月六日
武井誠を励ます会	白石俊夫	坂倉聰	坂戸市北大塚四〇	平成十九年九月二十五日
たばた克雄後援会	青山慎一	田中重夫	上尾市緑丘二―三―一二	平成十九年九月五日
忠誠	鈴木一徳	高木 顕	大里郡寄居町桜沢一〇二八―一	平成十九年九月五日
所沢生き活きタウンをつくる会	石本亮三	浅野美恵子	所沢市山口一四〇九―一	平成十九年九月十日
なかまた清美後援会	仲又清美	仲又幸則	桶川市末広二―一―五	平成十九年九月十八日
根岸豊後援会	根岸光行	寺山 隆	比企郡嵐山町菅谷四四〇―一	平成十九年九月十三日
鳩ヶ谷新世代政経懇話会	磯貝隆三郎	竹内 学	鳩ヶ谷市里三四二	平成十九年九月十九日
浜本かおる後援会	浜本 馨	市ノ瀬 八江子	朝霞市溝沼二―四―一五―一〇六	平成十九年九月四日
みきのわ登後援会	細田 博	志木市中宗岡四―一六―九	上尾市小泉五二五	平成十九年九月六日
森島典治後援会	河原塚 袈裟一	武井克美	北埼玉郡騎西町外川五四―一〇九	平成十九年九月二十五日
森裕後援会	溜池 巖	森島弘子	北川辺町陽光台一―三〇〇―一〇六	平成十九年九月二十六日
よし友会	須田義博	富田幸男	朝霞市浜崎四―五―四九	平成十九年九月六日

埼玉県選管告示第百二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、

平成十九年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

次の政治団体から異動の届出があった。

(平成19年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
民主党埼玉県第3区総支部	主たる事務所の所在地	越谷市南越谷一―一―一七	三F 越谷市弥生町一〇―一七	平成十九年九月二十五日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
大石健一後援会	会計責任者	荻野 巳喜雄	谷川康夫	平成十九年九月四日
大野ミヨ子後援会	代表者	鈴木昌国	村上賢一	平成十九年九月二十六日
岡しげお後援会	名称	岡しげお後援会	岡しげお後援会・南埼玉をよくする会	平成十九年九月十八日
元氣な幸手を市民とつくる会	名称	元氣な幸手を市民とつくる会	さらに住みよい幸手をつくる会	平成十九年九月十四日
こやの剛後援会	代 表 者	宮澤 実	秋間 秀一	同 同
	主たる事務所の所在地	狭山市東三ツ木六九―三二	狭山市東三ツ木六二―二五	平成十九年九月三日

彩の国自由フォーラム 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二二一一一 さいたま市岩槻区本町二二一一一〇 平成十九年 九月 三日

参議院議員会館五三二一

幸手実のり会 会計責任者 宮澤 実 渡辺 邦夫 平成十九年 九月 十四日

政治経済フォーラム21 主たる事務所の所在地 越谷市南越谷一―一―七 三F 越谷市弥生町一〇―一七 平成十九年 九月 十三日

商工センタービル細川律夫事務所

税理士による枝野幸男後援会 代表者 秋山 典久 江本 英仁 平成十九年 九月 十七日

生形 雅美

ますだ実を励ます会(ますだ実後援会) 代表者 羽入田 天 秋間 秀一 平成十九年 九月 十四日

渡辺 邦夫

八木あきじを育てる会 代表者 宮澤 実 山根 隆治 平成十九年 九月 二十五日

深谷市上柴町西三―一―三



埼玉県選管告示第二百二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

別記一(平成19年9月1日)の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があつた。 平成十九年十月三十日 埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

別記一(平成19年9月1日)〜9月30日受理分。記載順序は五十音順。) 別記二(平成19年9月1日)〜9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体 名称 解散年月日 届出年月日

おくの夏郎後援会 平成十九年 九月 九日 平成十九年 九月 十四日

しまだ修司後援会 平成十九年 九月 八日 平成十九年 九月 十四日

森元つねお埼玉県後援会 平成十九年 八月三十一日 平成十九年 九月 二十日

その他の政治団体

政治団体 名称 解散年月日 届出年月日

大石健一後援会 平成十九年 九月 四日 平成十九年 九月 四日

小林もりとし後援会 平成十九年 九月 十日 平成十九年 九月 二十七日

根岸豊後援会 平成十九年 九月 十三日 平成十九年 九月 十三日

森島てんじ後援会 平成十九年 九月 二十五日 平成十九年 九月 二十五日

八木あきじを育てる会 平成十九年 九月 二十五日 平成十九年 九月 二十五日

八木あきじを励ます会

別記三

政治団体の名称 **おくの夏郎後援会**
 報告年月日 平成19年9月14日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **しまだ修司後援会**

報告年月日 平成19年9月14日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **森元つねお埼玉県後援会**

報告年月日 平成19年9月20日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入総額

(2) 支出総額

平成十九年 九月二十五日

平成十九年 九月二十五日

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

イ 寄附金

ア 個人からの寄附

イ 政治団体からの寄附

イ その他の収入

10万円未満の収入

合計

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

イ その他の寄附

イ 政治団体からの寄附

(団体の名称)

地方自治研究会

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 備品・消耗品費

イ 事務所費

イ 政治活動費

イ 組織活動費

イ 寄附・交付金

イ その他の経費

合計

政治団体の名称 **大石健一後援会**

報告年月日 平成19年9月4日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

1,510,389円

1,510,389円

0円

(2) 支出総額 (平成18年分)	0円	政治団体の名称 根岸豊後援会	0円
1 収入・支出の総額	0円	報告年月日 平成19年9月13日	
(1) 収入総額	0円	(平成15年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(平成19年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成16年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	0円

政治団体の名称 小林もりとし後援会

報告年月日 平成19年9月27日

(平成15年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成16年分)	
(平成16年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成17年分)	
(平成17年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成18年分)	
(平成18年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成19年分)	
(平成19年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円		

政治団体の名称 森島てんじ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 森島典治

資金管理団体の届出に係る公職の種類 騎西町議会議員

報告年月日 平成19年9月25日

(平成15年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成16年分)	
(平成16年分)		1 収入・支出の総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円		

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円
 (平成17年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円
 (平成18年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円
 (平成15年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円
 (平成16年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円
 (平成17年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円
 (平成18年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円
 (平成18年分)

(1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 八木あきじを励ます会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 八木昭次
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院小選挙区選出議員
 報告年月日 平成19年9月25日
 (平成17年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 3,021,170円
 ア 前年繰越額 21,170円
 イ 本年収入額 3,000,000円
 (2) 支出総額 3,020,454円

2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 ア 寄附
 (イ) 寄附付
 a 政治団体からの寄附 3,000,000円
 合計 3,000,000円

〔寄附の内訳〕
 ア 政治団体からの寄附 (金額) (事務所の所在地)
 民主党 (金) 額) 東京都千代田区
 3,000,000円

(2) 支出の内訳
 ア 政治活動費 3,000,000円
 (イ) 寄附・交付金 20,454円
 (ロ) その他の経費 3,020,454円
 合計

合計 3,020,454円

(平成18年分)	
1 収入・支出の総額	2円
(1) 収入 総額	718円
ア 前年繰越額	716円
イ 本年収入額	2円
(2) 支出 総額	718円
2 収入・支出の内訳	(平成19年分)
(1) 収入の内訳	0円
ア その他の収入	0円
10万円未満の収入	2円
合計	2円
(2) 支出の内訳	718円
ア 政治活動費	718円
イ その他の経費	0円
合計	718円

埼玉県選管告示第百二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成19年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
金丸友章	嵐山町議会議員	かねまる友章後援会	比企郡嵐山町広野七五六一二五四	平成十九年九月十八日
須田義博	朝霞市議会議員	よし友会	朝霞市浜崎四一五―四九	平成十九年九月六日
辻浩司	越谷市議会議員	辻浩司と生け活けクラブ	越谷市千間台西一―二一―一〇	平成十九年九月二十八日
仲又清美	桶川市議会議員	なかもた清美後援会	サニーハイッせんげん台一〇八	平成十九年九月十八日
			桶川市末広二―一―一五	

埼玉県選管告示第百二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成19年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	届出年月日
小谷野剛	狭山市議会議員	こやの剛後援会	主たる事務所の所在地	平成十九年九月三日
			狭山市東三ツ木六九―三二	
			狭山市東三ツ木六一―二五	

平成十九年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

平成十九年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

古川 俊 治 参議院選挙区選出議員 彩の国自由フォーラム 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二二一 平成十九年 九月 三日

細川 律 夫 衆議院小選挙区選出議員 政治経済フォーラム21 主たる事務所の所在地 越谷市南越谷二二一七 三F 越谷市弥生町二〇一七 平成十九年 九月 十三日

参議院議員会館五三二
商工センタービル細川律夫事務所

埼玉県選管告示第百二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成19年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
森 島 典 治	騎西町議会議員	森島てんじ後援会	平成十九年 九月二十五日	平成十九年 九月二十五日
八 木 昭 次	衆議院小選挙区選出議員	八木あきじを励ます会	平成十九年 九月二十五日	平成十九年 九月二十五日

平成十九年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

雑 報

埼玉県建築審査会告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十四条第三項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。

平成十九年十月三十日

埼玉県建築審査会会長 加 村 啓 二

一 日時

平成十九年十一月十五日(木)

午前十一時から午前十二時まで

二 場所

さいたま市浦和区高砂三一二―二二四

埼玉教育会館 二階二〇二会議室

三 件名

埼玉県建築審査会平成十九年(不)第三号事件

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三二一―一〇四八―八六一―二九〇(代表)
発行所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm